

第1章 整備基本計画の目的

第1節 基本計画の策定にあたって

小島陣屋跡（おじまじんやあと）は、江戸時代中期に成立した1万石の大名、瀧脇松平氏（たきわきまつだいらし）の居所であった。小島陣屋は、宝永元年（1704）駿河國小島、現在の静岡市清水区小島本町（字構内13番1ほか）地内に置かれ、明治維新までの164年間存続した。

10代藩主松平信敏は、近在の庶民に学問をすすめ、陣屋内に学舎を建てて常時勉強させたといわれる。明治元年（1868）、小島藩主が上総国桜井へ転封された。その頃、龍津寺で少数の児童を集めて寺子屋が営まれていたが、明治7年（1874）に、陣屋跡に包蒙舎（ほうもうしゃ）、後の清水小島小学校が設置された。当初は陣屋建物が校舎として利用されていたようだが、明治30～40年代にかけて校舎が新築されており、陣屋建物は当時の教員室続きの一棟を除き取り壊されたと考えられる。昭和3年に小学校が陣屋跡から現在地（清水区小島町619）に移転する際、教員室・校長室として使用されていた陣屋御殿の書院（以下「書院」と呼ぶ）が、小島町786-2に小島公会堂として移築された。陣屋跡地は民間に払い下げられ、以後畑地として利用されてきた。

昭和54年に、清水市教育委員会が小島陣屋跡の地形測量と残存遺構の確認調査を実施し、現在まで継続的に発掘調査を行っている。平成12年には小島町786-2内に移築された書院が市の文化財建造物に指定された。平成15年に清水市が静岡市と合併したことで、本業務は静岡市教育委員会が引き継いでいる。

小島陣屋跡は、遺構の残存状況が非常に良好で、石垣を多用した城郭風の縄張りは歴史的にも価値が高く貴重であるとの評価を得て、平成18年に国史跡に指定された。その後、史跡の適正かつ計画的な保存管理を行うため、平成20・21年度の2ヶ年で保存管理計画を策定した。平成25年度から土地の公有化を進め、平成28年度に史跡指定地の公有化が完了した。このような状況の下、平成28・29年度の2ヶ年で、具体的な史跡の保存と活用を視野に入れた史跡小島陣屋跡整備基本計画を策定することとなった。



図1 史跡小島陣屋跡と小島集落、興津川の遠景

第2節 整備委員会設置と経過

計画策定にあたり、平成28年度に静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会を設置し、史跡の整備や活用方法に関する事、史跡小島陣屋跡の整備基本計画の策定に関する事等について審議・検討を行った。

整備基本計画の策定の経過は表2のとおりである。

表1 静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会 委員名簿

	氏名	所属・職名	専門分野
1	遠藤 宗利	市民委員	
2	坂野 真帆	(株)そふと研究室 代表取締役	地域づくり
3	◎高瀬 要一	(公財)琴ノ浦温山荘園 理事長	史跡整備
4	中井 均	滋賀県立大学 人間文化学部 地域文化学科 教授	中近世城郭史
5	○前田 利久	学校法人清水国際学園 清水国際高等学校 教頭	中近世史
6	三浦 正幸	広島大学大学院 文学研究科 教授	古建築史
7	渡邊 久芳	市民委員	

◎委員長、○副委員長

表2 史跡小島陣屋跡整備基本計画策定の経過

年度	会議名	開催日	主な議題
平成28年度	第1回整備委員会	平成28年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察（発掘調査現場） 小島陣屋跡確認調査の検証 整備基本計画（構想部門）策定スケジュール 史跡の現状と課題 基本理念・基本方針・構想骨子案の検討
	第2回整備委員会	平成29年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の現状と課題について 基本方針と整備の方向性について 事業の将来的展望と課題について
	第3回整備委員会	平成29年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画（構想部門）報告書について 平成29年度の事業計画について
平成29年度	第1回整備委員会	平成29年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察（発掘調査現場） 史跡小島陣屋跡確認調査の検証 史跡小島陣屋跡整備基本計画 整備活用方法について
	第2回整備委員会	平成29年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針、公開・活用計画の検討 整備計画、管理・運営計画の検討
	住民説明会	平成29年11月29日	
	第3回整備委員会	平成30年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画の確認
	パブリックコメント	平成30年2月1日～ 平成30年3月2日	

第3節 史跡指定区域について

小島陣屋跡は平成18年に国指定史跡となり、恒久的に保存されることになった。指定の概要と指定区域は以下のとおりである。

種別：史跡

指定等の対象の名称：小島陣屋跡

指定基準：二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

表3 史跡指定の概要

史跡指定・追加指定年月日	指 定 地	指定面積
平成18年7月28日	静岡市清水区小島本町字構内13番1、小島町字桑原157番1外40筆、この地域に介在する道路敷	18,360.03 m ²
平成21年2月12日	静岡市清水区小島町字桑原158番1外3筆	144.00 m ²
合 計		18,504.03 m ²

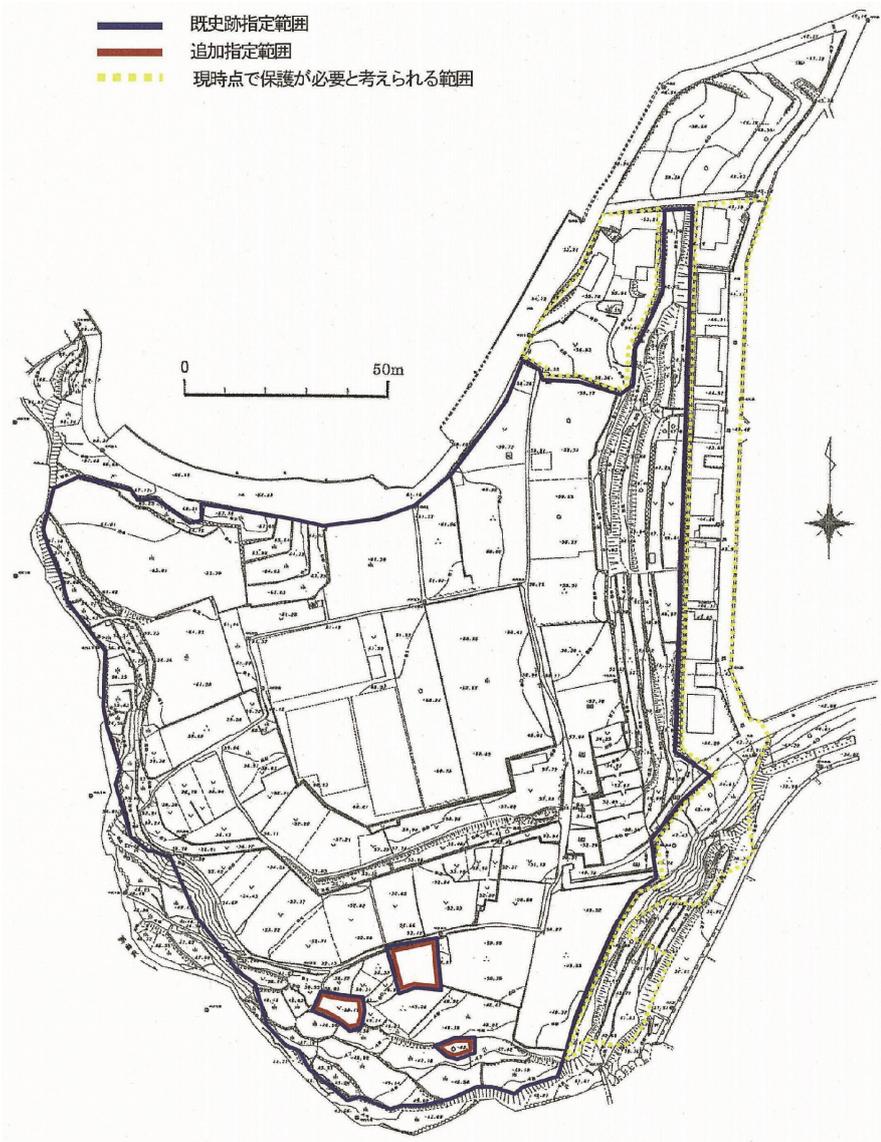


図2 史跡指定区域図

第4節 計画策定の手順

平成29年度の整備基本計画策定フローは次のとおり。

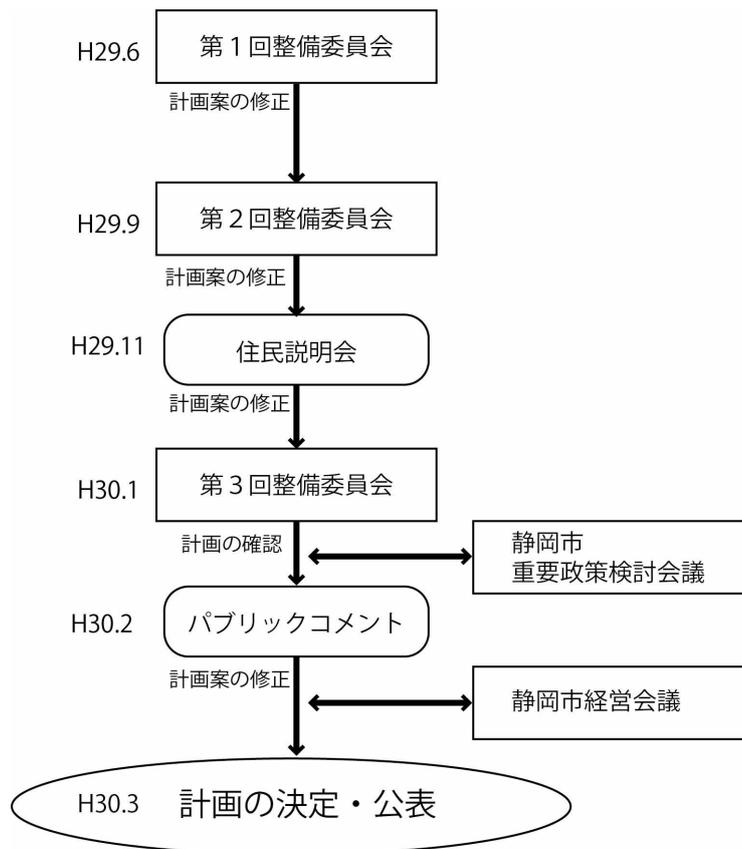


図3 計画策定フロー

第5節 基本計画（構想部門）の概要と継承

本計画は、平成28年度に策定した基本計画（構想部門）における整備のテーマと基本方針を継承し、史跡の活用、整備、管理運営に関する基本方針と計画を定める。なお、史跡の保存管理については、平成20・21年度に策定した保存管理計画の内容を継承する。

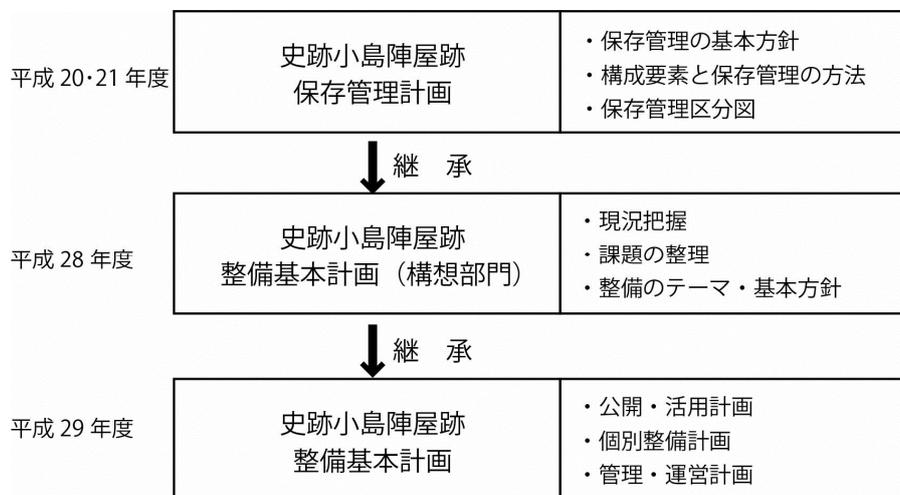


図4 基本計画の概要と継承